

〔事案 2025-107〕 給付金支払等請求

・令和 8 年 5 月 9 日 裁定不調

＜事案の概要＞

約款に定める心疾患に該当しないことを理由に、3 大疾病一時給付金が支払われないことを不服として、3 大疾病一時給付金の支払い等を求めて申立てのあったもの。

＜申立人の主張＞

令和 6 年 10 月に契約した引受基準緩和型医療保険（契約①）、令和 6 年 10 月に契約したがん保険（契約②）について、持病である先天性心房中隔欠損症により、令和 7 年 1 月に検査入院をしたため、3 大疾病一時給付金を請求したところ、支払事由として定める「心疾患」には該当しないとして不支払いとなった。しかし、以下の理由により、3 大疾病一時給付金を支払ってほしい（請求①）。また、申立人は、募集人から誤った説明、または、誤解を生じさせるような不適切な説明を受けた結果、本契約を締結し、その結果発生した本件紛争が原因でうつ状態と診断されたため、損害賠償を求める（請求②）。

- (1) 募集人に持病について話し、持病があっても入れる割高の保険であれば加入できるかもしれないとのことで、契約①に加入した。申込時、持病のことや契約①のパンフレットの内容について、1 時間以上の時間をかけて募集人と話をした。後日、持病である心房中隔欠損症が支払対象外であると判明したが、募集人から聞いていた話と保険会社の話が違っているため、募集人から嘘をつかれたと感じている。
- (2) 申込時、募集人からは内容やシステムについて詳しい話はされず、現在でも納得のいく説明はない。

＜保険会社の主張＞

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は、申立人の親が新たながん保険を検討するために代理店を訪問したところに同席し、募集人に対し、保険加入を検討したいと申し出た。申立人から募集人に対し、まず「がん保険を検討したい」との申出があり、さらに「がん以外の病気でも給付金が出るような保険も検討したい」との申出がなされた。
- (2) 申立人が心臓の病気を持っているとのことであったため、募集人は引受緩和型の複数の商品の提案をしたが、いずれも保険料が割高であるということで、3 大疾病保障の検討を行うことになった。
- (3) 申込手続の際、申立人から「こういったものが支払事由になるか」との質問があり、それに対して募集人はパンフレットを用いて、例えば心疾患で言えば「所定の急性心筋梗塞」などの「所定の」すなわち保険会社が定めたものについて給付金が支払われるとの説明をした。募集人は、申立人の持病による入院等について給付金の支払いを行うことができるといった説明はしていない。

＜裁定の概要＞

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申込時の状況等を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾しないとの回答があったため、手続を終了した。

- (1) 募集人においては、申立人の持病につき具体的な病名を把握したうえで、約款を調べるなどして支払対象となるか否かを確認する、または保険会社に問い合わせる支払対象となるか否かを確認するといったより丁寧な対応をとって、申立人が将来、心房中隔欠損症により入院等をした場合に給付金が支払われる可能性があるか否かの見通しを伝えることが望ましかった。
- (2) また、上記対応については、申立人が、後日、保険会社のコールセンターに架電して確認したところ、容易に支払対象外であることが判明したことに照らすと、募集人において難なく行い得たものといえる。